
令和 5 年(2023年) |||||||

釧路公立大学事務組合議会議録

令和 5 年 3 月 24 日開会

令和 5 年 3 月 24 日閉会

||||||| 第 1 回 3 月定例会

釧路公立大学事務組合議会

令和5年第1回3月定例会

釧路公立大学事務組合議会会議録 索引

会期自：令和5年3月24日 至：令和5年3月24日 1日間

3月24日（金曜日）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員（14名）	1
出席を求めた者	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告（午後2時56分開会）	1
会議録署名議員の指名（茂呂田太一君、河合初恵君）	1
新議員の紹介	1
諸般の報告	
山本書記長の報告	1
日程第1 会期決定の件	2
管理者の発言	
蝦名管理者	2
日程第2 議案第1号から第5号まで並びに報告第1号及び第2号上程	
提案説明	
太田事務局長	3
質疑・一般質問	
西村雅人君	4
蝦名管理者	5
太田事務局長	6
西村雅人君（再）	6
蝦名管理者	7
太田事務局長	7
議案第1号ほか6件討論終結	7
表決	
・議案第1号 表決（可決）	7
・議案第2号 表決（賛成多数・可決）	7
・議案第3号 表決（可決）	7
・議案第4号 表決（可決）	7
・議案第5号 表決（可決）	8
・報告第1号 表決（承認）	8
・報告第2号 表決（承認）	8
日程第3 議案第6号 監査委員の選任について同意を求める件（同意）	
提案説明	

釧路公立大学事務組合議会会議録索引

蝦名 管理者	8
議案第6号 質疑・討論終結	8
表 決	
・議案第6号表決（同意）	8
日程第4 議案第7号 釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例（賛成多数・可決）	
提案説明	
三木議員	8
議案第7号 質疑・討論終結	8
表 決	
・議案第7号表決（賛成多数・可決）	8
監査委員就任あいさつ	9
平山幸弘君	9
監査委員退任あいさつ	9
田中敏也監査委員	9
議長あいさつ	9
閉会宣言（午後4時9分閉会）	9
署名	11
付 錄	
3月定例会議決結果表	13

令和5年第1回3月定例会

釧路公立大学事務組合議会会議録 第1日

令和5年3月24日（金曜日）

議事日程

午後3時開議

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第1号から第5号まで
並びに報告第1号及び第2号

日程第3 議案第6号

日程第4 議案第7号

会議に付した案件

1 会議録署名議員の指名

1 諸般の報告

1 日程第1

1 日程第2

1 日程第3

1 日程第4

出席議員（14名）

1番	茂呂田	太一	君
2番	杉田	尚美	君
3番	田甫	哲朗	君
4番	松下	哲也	君
5番	高砂	弥生	君
6番	大津	泰則	君
7番	小池	憲一	君
8番	畠中	優周	君
9番	松尾	和仁	君
10番	河合	初恵	君
11番	三木	均	君
12番	西村	雅人	君
13番	板谷	昌慶	君
14番	松永	征明	君

出席を求めた者

管理 者	蝦名	大也	君
監査委員	田中	敏也	君

本会議場に出席した者

管理 者	蝦名	大也	君
副管理 者	秋里	喜久治	君
監査委員	田中	敏也	君
事務局長	太田	泰晶	君
総務課長	戸部	貴一	君
事務局次長	小野寺	美香	君
附属図書館担当主幹	米田	隆一郎	君
事務局次長	曾根	揚一	君
学生課長補佐	白山	昭子	君

法人化準備室長補佐	佐藤	雅也	君
総務課主査	遠藤	寛子	君

議会事務局職員

書記長	山本	晃嗣	君
-----	----	----	---

午後2時56分開会

開会宣言

○議長松永征明君 出席議員が定足数に達しておりますので、令和5年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会は成立いたしました。
よって、これより開会いたします。
直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長松永征明君 会議録署名議員を指名いたします。

1番 茂呂田 太一 議員

10番 河合 初恵 議員

以上2名を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

新議員の紹介

○議長松永征明君 日程に先立ち、前定例会において、標茶町議会より新たに松下哲也議員を選出していただいた旨の報告をいたしましたが、今回初めてのご出席となりますので、ご紹介申し上げます。

恐縮でございますが、その場でご起立の上、ご挨拶をお願いいたします。

標茶町選出の松下哲也さんでございます。

議員挨拶

○4番松下哲也君 松下です。よろしくお願いします。

諸般の報告

○議長松永征明君 書記長に諸般の報告をさせます。

○書記長山本晃嗣君 報告をいたします。ただ今の出席議員は14名であります。

今議会に管理者から提出されました議案は、議案第1号から第6号まで並びに報告第1号及び第2号であります。

次に、本日付で三木均議員外12人から議案第7号釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例の追加提出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、管理者から地方自治法第122条の規定に基づき、令和4年事務報告書の提出がありました。

次に、監査委員から地方自治法第199条第9項

の規定に基づき、監査報告書の提出がありました。

また、同法第235条の2第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。

また、地方独立行政法人法第19条の2第5項の規定に基づき、議案第3号公立大学法人釧路公立大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例に関する意見書の提出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおり

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第1号から第5号まで

並びに報告第1号及び第2号

日程第3 議案第6号

日程第4 議案第7号であります。

以上で報告を終わります。

日程第1 会期決定の件

○議長松永征明君　　日程第1、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

管理者の発言

○議長松永征明君　　ここで、管理者から発言を求めておりますので、これを許します。

管理者。

○管理者蝦名大也君　　ただ今、議長より、発言のお許しをいただきましたので、11月定例会以降現在までの経過につきまして、報告させていただきます。

本日は、議員各位におかれましては、時節柄、公私ともにご多用のところ、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、報告させていただきます。

先ず、11月24日に令和5年度学校推薦型特別選抜試験を実施しております。

また新型コロナウイルス感染者等の対応として12月10日に追加試験を行いました。

特別選抜試験における合格者は12月6日及び16日に発表し、地域別の合格者の状況は、釧路管内が28名、管内を除く道内が61名、道外が42名、学科別では経済学科87名、経営学科44名、合計131名となったところでございます。

次に1月14日と15日には、国が作成したガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底する中、大学入学共通テストを実施し、無事終了することができました。

また、令和5年度の一般入学試験の志願者数は、前期日程試験485名、中期日程試験935名で、総数は1,420名となりました。

受験対象となる18歳人口が年々減少している中で、志願倍率は7.5倍となっております。

前期日程試験は、本学の特徴として2次試験を課

さず、大学入学共通テストの成績で選抜しており、3月5日に357名の合格者を発表したところであります。

中期日程試験は、3月8日に、本学、札幌、盛岡、東京及び大阪の5会場で実施し、3月21日に271名の合格者を発表いたしました。

現在入学手続きが行われております。

次に、今年度の卒業生の就職状況についてであります。

3月23日現在、就職希望者296名のうち、273名が内定し、コロナ禍で変化した就活環境においても、内定率は92.2パーセントとなり、学生の健闘ぶりが伺えるところでございます。

内定先の業種は、公務が43名、運輸・情報34名、サービス業71名、卸小売業53名、製造業31名、金融保険36名、電力・ガス5名となっております。

地域別では、釧路管内が24名、管内を除く道内が136名、道外が113名という状況にあります。

今後もキャリアセンターを中心に、学生の就職支援に全力で取り組んで参る所存です。

次に、3月23日に執り行いました、学位記授与式についてであります。

多くのご来賓並びに関係者のご参列のもと経済学科216名、経営学科91名、合わせて307名に学位記を授与いたしました。

卒業生の皆さんのが今後の大きいなる活躍を、心から期待するものでございます。

次に、国際交流の関係では、韓国の牧園大学への派遣につきましては、2月から1名を1年間、1名を半年間の予定で派遣しております。

また、受入れにつきましては、4月から2名の受入れを予定しております。

カナダのキャピラノ大学からの招聘教員につきましては、4月からの着任を予定しております。

また、同大学へ9月から4か月間、学生3名の派遣を予定しております。

最後に、釧路公立大学の公立大学法人化移行の経過について、ご報告させていただきます。

昨年の11月組合議会におきまして、公立大学法人釧路公立大学への職員の引継ぎに関する条例及び公立大学法人釧路公立大学に承継させる権利を定める件等について、議決を頂いたところでございます。

この条例等の議決を受けて、昨年12月に北海道へ法人設立申請を、文部科学省へ大学の設置者変更申請をそれぞれ行い、本年1月31日付にてそれぞれ認可を頂いたところでございます。

教員を始め、組合議会及び関係する皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

本年4月1日から、釧路公立大学は公立大学法人としての新たな歩みを進めることとなります。

地域の皆さまの大きな期待を背負って設立いたしましたこの釧路公立大学が、法人化後もさらに発展できるよう事務組合として支えてまいりたいと考え

ております。

以上が前議会以降の経過報告でございます。

今定例会には令和5年度事務組合会計予算などを提案いたしております。

別途、提案の主旨を説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第2 議案第1号から第5号まで並びに報告第1号及び第2号上程

○議長松永征明君　日程第2、議案第1号から第5号まで並びに報告第1号及び第2号を一括議題といたします。

提案説明

○議長松永征明君　各案についての提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長太田泰晶君　ただいま、議題に供されました各案件につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「令和5年度釧路公立大学事務組合会計予算」についてご説明申し上げます。

議案書2ページと事務組合予算説明書2ページをお開きください。

最初に、令和5年度から大学運営が法人に移行することで、事務組合予算構造が変化する主な2点についてご説明いたします。

まず歳入では2款使用料及び手数料であります。

授業料、入学料など学生から頂く金額に変更はありませんが、令和5年度より法人歳入に移行され、事務組合歳入が減額となります。

また、歳出では2款教育費で教員職員の給与、大学運営費、施設管理費・施設整備費、付属図書館運営費などが事務組合から減額となり、法人歳出となります。

事務組合は法人が行う大学運営経費に対し運営費交付金、施設整備補助金を歳出することになります。このような変更点がある中で今年度の歳入歳出予算の総額は、8億5, 830万円となっており、前年度比△38. 9%、5億4, 570万円の減となっております。

議案3ページの歳出の主な内容についてご説明いたします。

第1款議会費につきましては、前年度と同額の94万5千円を計上いたしました。

第2款教育費につきましては、前年度比4億6, 892万2千円減の8億5, 579万6千円を計上いたしました。

予算説明書11ページをお開きください。

主な歳出内容として、事務組合職員2名の人事費1千9百41万5千円、公立大学法人への運営費交付金として、4億5, 168万円、公立大学法人への施設整備費等補助金として、3億7, 556万3千円を計上しております。

議案書3ページ戻りまして、第3款公債費につき

ましては、一時借入金利子として前年度比4万1千円増の55万9千円を計上いたしました。

第4款予備費につきましては、前年度比700万円減の100万円を計上いたしました。

次に議案書2ページに戻りまして歳入の主なものについてご説明いたします。

第1款負担金につきましては、前年度比1, 933万9千円減の3億8, 705万3千円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料につきましては、大半は法人に移行しましたが、令和4年度に発生した債券である入学料・授業料986万5千円を計上いたしました。

第3款財産収入につきましては、各基金の運用利息の増により前年度比126万1千円増の408万4千円を計上いたしました。

第5款繰入金につきましては、法人が行う施設改修工事に充てる補助金として、教育振興基金から前年度比2億1, 195万1千円増の2億7, 916万3千円、運営交付金に充てる財源として財政調整基金から前年度比8, 553万9千円減の9, 861万4千円、また今年度末で退職予定の教員に支払う退職手当の財源として7千9百51万9千円合計で2億593万円4千円増の4億5, 729万6千円の繰入を計上いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

次に議案第2号、公立大学法人釧路公立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は公立大学法人釧路公立大学の設立により、釧路公立大学の設置者が事務組合から公立大学法人に変更することに伴い、事務組合の関連する条例の整備等が必要となるため、これらの改廃を一括して行うものです。

法人化後の教員数や事務職員数などの大学の体制が大きく変わることではございません。法人と事務組合の役割を整理するための内容となっております。

主な改正内容と致しましては、事務組合事務局設置条例から大学の設置運営に関する分掌事務の削除、職員、教員定数条例の変更、釧路市から準用しております条例の改廃、追加、法人に移行します教員の給与に関する条例の廃止などを上程しております。

ご審議のうえ原案通り議決頂きますようお願い致します。

次に議案第3号、公立大学法人釧路公立大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は公立大学法人釧路公立大学が令和5年4月に設立されることに伴い、地方独立行政法人法に基づき、法人役員が職務を行うにつき重大な過失がないときの当該法人に対する損害賠償責任の一部免除について必要な事項を定めるものであります。

ご審議のうえ原案通り議決頂きますようお願い致

します。

次に議案第4号、公立大学法人釧路公立大学中期目標の策定に関する件についてご説明申し上げます。

中期目標は事務組合管理者が大学法人に示す6年間の指針であり、その内容は大学の意見に配慮し策定することと地方独立行政法人法に規定されているものです。

昨年の11月議会で骨子案を皆様にお示しするとともに、市内にあります高校、高等教育機関、金融機関、経済団体から委員を選出致しました評価委員会を合計3回開催し、委員の皆様からご意見を頂きながら策定したものであります。

議案第4号資料の中期目標概要版にありますように教育研究等の質の向上に関する目標など6つの項目を定め、今後の大学経営の指針を示したものであります。

特に重点項目として「地域貢献の拡充」「学内DXの推進」の2点を設定し大学の特色を出すためにこれらの取組みを進めてもらいたいと考えております。

ご審議のうえ原案通り議決頂きますようお願い致します。

次に議案第5号、公立大学法人釧路公立大学が徴収する料金の上限の認可の件についてご説明申し上げます。

本件は地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人釧路公立大学が徴収する料金の上限の認可について議決を求めるものでございます。

なお今回の議案内容は現行の授業料等の額と同様になっております。

ご審議のうえ原案通り議決頂きますようお願い致します。

次に、議案25ページ報告第1号及び29ページ第2号は、いずれも専決処分報告の件でありますので、一括ご説明申し上げます。

報告第1号は、予定しておりましたボイラー工事に係る半導体が不足している状況下において資材納期の遅延が見込まれたことから、令和5年度内の早期完成を図るため、施設整備費の債務負担行為を追加する専決処分を行っております。

報告第2号は、令和4年12月国家公務員の給与の改定がありましたことから、本学教員の給与及び学長の期末手当の支給率について改定するため、釧路公立大学教員の給与に関する条例の一部を改正する条例を改正する専決処分を行っております。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認頂きますようお願い致します。

○議長松永征明君 ここで暫時休憩をいたします。

午後3時17分休憩

午後3時30分再開

○議長松永征明君 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑・一般質問

○議長松永征明君 さきほど、提案理由の説明が

されました各案件に対する質疑並びに一般質問を許します。

質問は通告の順番によりこれを許します。

なお、会議規則第46条の規定により、質問は同一議題について2回を超えることができないとなつておりますのでよろしくお願ひをいたします。

12番西村雅人議員の発言を許します。

12番西村雅人議員。

○12番西村雅人君 それでは、通告に基づいて質問させていただきます。まず、議案第1号「令和5年度釧路公立大学事務組合会計予算」についての質問から入らせていただきます。今、高すぎる学費で多くの学生が苦しんでいます。そもそも日本の大学の学費は高すぎます。学費が高くて進学をあきらめる高校生もいます。文科省の調査によりますと、日本の大学の学費は、入学金を合わせた初年度で、国立大学では81万7千8百円、私立大学では117万6千8百円となっています。この点、議案第5号に基づいて計算すると、釧路公立大学では管外者は83万7千8百円になりますが、それ以外の経費もあるはずですので、改めて初年度納付金についてお尋ねします。あわせて我が国の高すぎる学費について管理者はどう感じているか認識について答弁を求めるます。

2項目目の質問です。令和5年度予算案、歳入2款使用料及び手数料の中で入学料531万円が計上されています。私はこの入学金制度を疑問に感じています。わが国では、自分の経験から言つても、いわゆる滑り止めの大学にも合格発表時や入学手続きの前後の関係で入学金を支払う必要があることがほとんどなんです。併願校の入学金は、絶対に浪人できないという場合、無駄になるとわかついても仕方なく支払うもので大きな経済的負担になっています。文科省の調査では、入学金、令和3年度では、国立大学で28万2千円、私立大学で24万6千円と発表されています。釧路公立大学の入学金は管内24万2千円、管外30万2千円とあります。その入学金の目的とその使途は何なのかお示しください。

3項目目の質問です。コロナでアルバイトが減った学生のため全国で食糧支援が行われています。釧路公立大学でも様々なボランティア団体が食料支援を行っています。ボランティア団体も企業や個人の善意の寄付だけでは限界があり、これ以上の継続は難しくなっているようです。

本来なら行政がボランティア団体に助成金という形で支援をすべきです。この点釧路市議会12月定例会の一般質問で釧路市が援助できないかただしたところ、総合政策部長は「市としてできる支援策の検討を進めてまいりたい」と答弁しました。否定はされなかったので、何らかの進展があるかと注視していましたが、3か月経過してもボランティア団体に対する支援策は実現していない現状です。このままでは埒があかないでの、同じ質問をこの議会でもさせていただきます。

食料支援を行っているボランティア団体に、事務

組合ないし公立大学法人が補助する仕組みを創設していただきたいが答弁を求めます。

4項目目の質問です。全国の公立大学法人では、副市長経験者が理事長になるケースが多くみられます。国立大学法人でも文部科学省の官僚が、大学の経営協議会に委員として再就職している事例がみられます。国民から見れば法人化によって天下りポストを作っているのではないかと疑念を持たれています。副市長は市長の最側近でもあります。釧路公立大学でも副市長経験者の厚遇ポストにならないかチェックが必要と考えます。そこでお尋ねします。理事長の役員報酬と月何日出勤で、1日何時間勤務するのか、勤務時間をお示しください。

続いて大きい項目の学生支援に関する質問です。今、学生はコロナに加え、物価高騰で大変な生活を送っています。経済的理由による休学やお金が底をついてまともに食事ができず、体調を崩し学生生活に支障が出かねない状況に追い込まれています。これは大学教育の低下につながるのではないかでしょうか。私はこれまで釧路市議会で釧路市が公立大学の学生を経済的に救う施策を求めてきました。当時の岡本総合政策部長は「釧路公立大学におきましては、今後も新型コロナウイルス感染拡大による学生への影響の把握に務めながら、学生への支援に適切に対応されるものと考えております」と答弁し、大学が学生支援を行うはずだという認識を示しています。経済的理由で学びをあきらめさせることはあってはならないと思います。そこでお伺いします。令和4年度退学した学生は何人で、そのうち経済的理由によるものは何人だったのか、また授業料未納で除籍になった学生もいれば人数もお示しください。

続いて2つ目の項目です。3月定例会報告の12頁には、令和4年度に行った学生支援策が掲載されています。最近はコロナは落ち着いてきたものの物価高騰に学生は苦しめられています。釧路市も公立大学が学生への支援に適切に対応されるものと答弁しています。そこで質問です。令和5年度に経済的に困窮する学生に対する新たな支援策はどのようなものを考えているのかお示しください。

次の項目、3つ目です。3月定例会報告の11頁には、学生応援事業として、100円学食について記載されています。令和2年度は10月から12月の間に実施したと書いてあります。予算が少ない中、同窓会の協力も得て、このような事業を行ったことは、大変評価します。しかし、大学予算が18万円程度では少なすぎます。この事業をわずか13日間で終わりにせず、もう少し長い期間、可能であれば通年で行っていただきたいと思います。大学予算を増やす必要があると思いますが、答弁をお願いします。

4つ目の項目です。学費を捻出するために多くの学生が借金をしてローンを抱えている実態があります。国は令和2年4月から就学支援制度を創設しました。給付型奨学金の支給対象になれば、入学料・

授業料とも免除になりますが、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生が対象という厳しい条件のため、令和3年度の授業料全額免除の学生は、全学生の1割にも満たない状況とのことです。釧路公立大学の学生で、日本学生支援機構の給付型奨学金を受けている人は何人で、率にして何%でしょうか。

5つ目の項目です。釧路市総合政策部都市経営課に令和5年度当初予算事業概要を資料請求すると、「被災地出身学生就学援助」という事業があることが分かりました。この事業は東日本大震災により経済的に就学が困難な状況に陥ることがないよう、公立大学が学生に対して行う授業料、入学料減免に係わる経費について、釧路市を通して国から交付税措置されるものです。しかし、都市経営課によりますと、令和4年度までは交付税措置が決定しているが、令和5年度以降の対応は未定とのこと。令和5年度も被災学生に対して、授業料・入学料の減免は確実に行っていただけるのでしょうか。またその場合財源をどのように確保する予定なのかお示し下さい。

6つ目は釧路市職員の待遇に関する質問です。現在公立大学事務局には釧路市職員が勤務しています。今後は法人に向し、いずれは釧路市職員はいなくなるものと推察されます。現在釧路市の職員として働いているのは何人で、どのような形で市に戻っていくのでしょうか。完全に釧路市職員がいなくなってしまうのはいつのかも含め、お示しください。

最後の項目に移ります。会計年度任用職員制度が始まって3年が経ちました。いわゆる3年目公募問題が全国で起きています。つまり今働いている会計年度任用職員は今月でいったん雇い止めになり、雇用を継続する場合は再度の公募に応じなければならぬため大量の雇い止めが行われる見込みです。必要とされる職種について、継続的に問題なく働いている人を一律に公募にかけることは大きな問題があると考えています。現在、会計年度任用職員は何人いて雇い止めになる人が何人いるのか。また今後継続して働く人はどのような身分として働くことになるのかお示しください。

1回目の質問は以上です。

○議長松永征明君 理事者の答弁を求めます。
管理者。

○管理者蝦名大也君 釧路市西村議員のご質問にご答弁いたします。私からは学費についてご答弁させていただきます。

日本の大学の学費が高すぎるというご指摘でありますか、どういった比較対象の中で高いというご認識なのか、例えば国内において私立と国公立を比較する、あるいはイギリスやアメリカなど海外において比較することは当然必要であろうとは思いますが、比較の基準を明確にしていただけたとありがたいと考えてございます。

しかしながら、授業料や学費が支払えなくて大学に行けないということは良くないと考えており、国においても様々な制度、奨学金の仕組みや授業料の

減免等の検討をしているということであります。

その上で、金額については、令和5年度の初年度学生納付金は入学金、授業料、諸経費を合わせて総額882,460円、釧路管内からの入学生は総額822,460円になっております。

○議長松永征明君 事務局長。

○事務局長太田泰晶君 西村議員のご質問にお答えいたします。入学金の目的と使途でございます。

入学金は学生が大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられるものであり、他大学とも同様の取り扱いとしております。

続きまして、食糧支援を行っているボランティア団体に財政的支援はできないかというご質問でございます。

今年度、本学学生に対し各種団体より11件の食糧支援等を頂いており大変感謝をしているところであります。食糧支援は各種団体のご厚意で実施されていると認識しております、各種団体がご協力いただける可能な範囲で実施して頂きたいと考えております。

続きまして、公立大学法人の役員報酬等につきましては、地方独立行政法人法第48条第2項の規定により、大学法人がその基準を定め、設立団体に届け出るとともに、公表しなければならないこととなっております。

そのため、令和5年4月1日に大学法人が設立され、理事会において正式に決定された後、届け出されるものと承知をしております。また、理事長は常勤として勤務し、大学法人の役員であるため勤務時間の定めは無く、市町村の特別職と同様に、24時間・365日を通じてその職責を担って頂くことになります。

続きまして、令和4年度退学した学生数とそのうち経済的理由によるものは何人か、また授業料未納で除籍になった学生は何人だったかというご質問でございます。

令和4年度2月末現在で退学した学生は12人で、経済的に厳しいとして申請があったものが1人となっております。また、授業料未納で除籍になった学生は1人となっております。

令和5年度経済的に困窮する新たな学生支援策は何かあるのかというご質問でございます。

これまで学生に対しては給付型奨学金制度を含めて、制度の周知・相談などを行っております。全般的な学生支援策は法人において検討がなされると考えております。

100円学食の通年化でございます。

令和4年度は、後援会主体の100円学食を実施したほか、コロナ禍における「食に対する支援」として、日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症対策助成金を活用し、例年より1回多く、2回の100円学食を実施しております。令和5年度におきましても、法人化後、後援会が主体となり、5月

に100円学食を実施する予定と聞いております。

日本学生支援機構の給付型受給学生の人数と率についてでございます。

令和4年度末で給付型奨学金を受けている学生は231人で、学生に対する率では17.3%となっております。

続きまして、東日本大震災の被災地出身学生への授業料・入学料減免措置は継続していくのかというご質問でございます。

令和5年度も、文部科学省より特別交付税措置の継続の情報提供があったことから、授業料・入学料減免措置は、継続されるものと考えております。大学の地震対策連絡会議において、国による震災減免にかかる特別交付税措置が継続されるうちは、実施する方針が決定しております。

続きまして、釧路市職員の処遇というご質問でございます。

現在、釧路市から事務組合に派遣されている職員定数は26名となっております。令和5年度、法人化後に釧路市から事務組合及び大学法人への派遣人数は、計26名と変更ありません。そのうち、事務組合へは2名、大学法人へは事務局長1名を含む職員24名が派遣となる予定です。なお、事務組合への派遣については、継続して予定されております。また、法人への派遣については、法人職員採用が進んだ後も、一定人数継続されるものと考えておりますが、最終的には釧路市と大学法人との協議により決定されるものと認識しております。

現在の会計年度任用職員の処遇でございます。

令和4年度現在、常勤の会計年度任用職員は、保健室、キャリアセンター、図書館などで計11名が在職しております。法人において決定することではありますが、大学の機能確保の観点から、希望する職員は雇用が継続されるものと考えております。

○議長松永征明君 西村議員。

○12番西村雅人君 入学金と退学者については再質問します。

議案第5号にあるように入学金として24万2千円もしくは30万2千円徴収しています。公立大学も含め、我が国の大学で徴収される入学金は合格者が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価として支払われる所とされています。しかし、このような受益者負担の考え方は世界では通用しないと思うんです。世界で入学金制度があるのは日本くらいです。この制度を速やかに廃止すべきでしょう。この度提案された中期目標には「地域と国際性を重視する建学の理念を尊重した教育を充実させる」とあります。国際性を重視する大学になるのであれば、学ぶ環境も国際的にしてほしいものです。例えば、フランスの学費は年3万4千円です。ドイツは7万8千円。スウェーデンは無料、その上、生活費を別途支給されています。高い学費を解消するためにもまずは入学金を速やかに廃止して、世界基準に近づけるべきと考えます。我が国の入学金制度について

どのような認識でいられるのか答弁を求めます。

続いて、中期目標の中には「学生一人ひとりの学力や学修段階に応じた支援体制を構築し、小規模大学のメリットを生かした、きめ細やかな学修支援を行う」とあります。日常的にきめ細やかな支援をしていれば、学費も払えないほど追い詰められていることは把握できるはずです。経済的な理由による退学者がいたということを「はいそうですか」とはならない問題です。釧路市教育委員会だって誰一人取り残さないをキーワードにしているんです。授業料が払えないため退学に追い込まれることを自己責任とするのでしょうか。水道料金がどうしても払えない人に給水停止はやってはならないのと同じで、授業料滞納による除籍処分はあってはならないですし、自主退学だって慎重な対応が必要です。学生を切り捨てる事になりますし、出世払いにしてあげて学生を信じて快く社会に送ってあげることも公的な大学の役割と考えます。経済的な理由で退学者がでることは仕方がないというお考えなのか、管理者の認識をお尋ねします。

最後に、この場をお借りして、議案第2号公立大学法人釧路公立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例については、反対しますので態度表明をさせてもらいます。本案は、先の釧路市議会で可決された個人情報の保護に関する法律施行条例を事務組合条例として準用するものである。釧路市のこの条例は、個人情報を本人から直接収集する規定はなく、また本人の同意なく利用、提供できることから現行の個人情報保護条例よりも後退する危険がある。個人情報を保護から活用する中身の条例である以上、準用はふさわしくない。よって反対。この後仮に、議案第7号釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例が供されるのであれば、同じ趣旨の態度表明で反対とさせていただきます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長松永征明君 理事者の答弁を求めます。
管理者。

○管理者蝦名大也君 西村議員のご質問でございます。学費についてご答弁させていただきます。
大学はどのような目的で行くのか、例えば研究のレベルが高いから選ぶ、もしくは就職も踏まえてなど、どこの大学に日本の子どもたちが行っているのかが大きなポイントと考えています。学費が安いからという話ではなく目的に合わせて選択していると考えています。併せて、物価もヨーロッパは日本より高い訳でありまして、そうしたことも踏まえて、日本の学費、特に国公立の学費が高いという比較はいかがなものかという答弁をさせていただいているところでございます。

その上で、学費の問題で大学進学をあきらめることがないようにしなくてはいけないと思っているところであります。奨学金や授業料の減免等により、学生をしっかりと支えていくことが重要と考

えておりまし、国においてもさらに充実していく動きはニュースで把握しており、しっかりと注目してまいりたいと思っております。私どもも学生課を始めとして、キャリアセンター、教員も含め学生の様々な状況を可能なかぎり支援、制度に結び付けていくことが重要と考えています。

○議長松永征明君 事務局長。

○事務局長太田泰晶君 西村議員のご質問にお答えいたします。

我が国の入学金についてどのような認識かというご質問でございます。国際的な入学金の状況としてイギリス、アメリカでは制度ではなく、大韓民国では制度を有していると認識してございます。

繰り返しの答弁となります。日本の入学金は、学生が大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用としていただいているものであります。

入学金制度を含む高等教育全般の方向性については、国においてしっかりと協議がされていくものと考えております。

○議長松永征明君 以上をもちまして、質疑並びに一般質問を終結致します。

議案第1号ほか6件討論終結

○議長松永征明君 お諮りいたします。各案に対する討論の通告がございませんので、討論を終結し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。

これより、直ちに採決を行います。

議案第1号 表決（可決）

○議長松永征明君 それでは、議案第1号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案可決と決しました。

議案第2号 表決（賛成多数・可決）

○議長松永征明君 次に、議案第2号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案可決と決しました。

議案第3号 表決（可決）

○議長松永征明君 次に、議案第3号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案可決と決しました。

議案第4号 表決（可決）

○議長松永征明君 次に、議案第4号を採決いた

します。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案可決と決しました。

議案第5号 表決（可決）

○議長松永征明君 次に、議案第5号を採決いたします。本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案可決と決しました。

報告第1号 表決（承認）

○議長松永征明君 次に、報告第1号を採決いたします。本案を報告承認と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。
よって、本案は報告承認と決しました。

報告第2号 表決（承認）

○議長松永征明君 次に、報告第2号を採決いたします。本案を報告承認と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。
よって、本案は報告承認と決しました。

**日程第3 議案第6号 監査委員の選任について
同意を求める件（同意）**

○議長松永征明君 日程第3、議案第6号監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提案理由説明

○議長松永征明君 提案理由の説明を求めます。
管理者。

○管理者蝦名大也君 ただ今、議題に供されました議案第6号監査委員の選任について同意を求める件でございます。

氏名の欄が空白になっておりますので、「平山幸弘」とお書き入れを願います。

同氏は、釧路市の秘書課長、総合政策部次長、総務部長、財政部長を歴任し、先の令和5年第1回釧路市議会2月定例会で釧路市の監査委員に選任されており、地方公共団体の事務については専門の知識・経験を有し、本事務組合の監査委員として極めて適任と存じ、ここに提案いたした次第でございます。

何とぞ、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 質疑・討論終結

○議長松永征明君 本案に対する質疑並びに討論の通告がございませんので、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。
よって、直ちに採決を行います。

議案第6号 表決（同意）

○議長松永征明君 それでは、議案第6号を採決いたします。本案を原案同意と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案同意と決しました。

日程第4 議案第7号 釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例（賛成多数・可決）

○議長松永征明君 日程第4、議案第7号 釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由説明

○議長松永征明君 提案理由の説明を求めます。
11番 三木均議員。

○11番三木均君 ただいま議題に供されました議案第7号釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例につきまして、提案者を代表し、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年5月にいわゆる「デジタル社会形成整備法」が可決・成立し、個人情報保護関連三法が統合され共通ルールが設定されましたが、議会は適用除外となりました。

これにより、議会として新たに条例制定の必要が生じたことから、釧路市議会と同じく、議会における個人情報の適正な取扱い並びに議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手続に必要な事項等を定めたく、本案を提出するものであります。

原案のとおり可決されますよう、満場のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議案第7号 質疑・討論終結

○議長松永征明君 お諮りいたします。
本案に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

○議長松永征明君 お諮りいたします。
本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第7号 表決（賛成多数・可決）

○議長松永征明君 議案第7号を採決いたします。
本案を原案可決と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長松永征明君 賛成多数と認めます。
よって、本案は、原案可決と決しました。

監査委員就任あいさつ

○議長松永征明君 この際、監査委員の選任に同意されました平山幸弘さんから発言を求められておりますので、これを許します。

平山幸弘さん。

○平山幸弘君 ただいま監査委員の選任のご同意をいただきました平山でございます。

誠にありがとうございます。微力ではございますが、公立大学の事務が適正、効率的かつ効果的に行われますよう誠心誠意、職務を果たしていく所存でございます。どうか皆様におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

監査委員退任あいさつ

○議長松永征明君 次に、3月31日付をもって退任されます田中敏也監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。

田中監査委員。

○監査委員田中敏也君 貴重なお時間を賜り、退任の挨拶の機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

私はこの3月末の任期満了をもちまして監査委員を退任させていただきます。就任以来、4年間大学運営の効率的、効果的な事業の執行を図るために監査業務に当たって参りましたが、この間、皆様の特段なるご理解とご協力を賜りましたことにあらためまして感謝とお礼を申し上げます。大学運営をめぐる課題は様々ございますが、釧路公立大学が今後とも特色ある魅力的な大学となるよう引き続き皆様のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。最後になりますが、皆様の今後益々のご健勝とご活躍、そして釧路公立大学の更なる発展を心からご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

議長あいさつ

○議長松永征明君 田中監査委員、ご苦労様でした。

釧路町と弟子屈町からの選出議員を除いた本組合議員は、4月末日をもって任期満了となりますので、代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。議員の皆様におかれましては、在任中、大変ご苦労様でございました。また、大学の今日までの順調な歩みを見るとき、関係者の一人として誠に喜ばしく思う次第でございます。議会運営につきましても、議員皆様方のご協力のおかげで、つつがなく運ばせていただくことができ、心から感謝を申し上げる次第でございます。任期を終えるにあたり、この4月に法人化となります釧路公立大学の益々の発展と関係者皆様方のご健勝を心よりご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

閉会宣言

○議長松永征明君 以上をもちまして、今議会の日程はすべて終了いたしました。

令和5年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会は、これをもちまして閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路公立大学事務組合議会議長 松永征明

同 議員 茂呂田太一

同 議員 河合初恵

令和5年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会議決結果表

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和5年度釧路公立大学事務組合会計予算	管理者	5.3.24	原案可決
議案第2号	公立大学法人釧路公立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例	〃	5.3.24	原案可決
議案第3号	公立大学法人釧路公立大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例	〃	5.3.24	原案可決
議案第4号	公立大学法人釧路公立大学中期目標の策定に関する件	〃	5.3.24	原案可決
議案第5号	公立大学法人釧路公立大学が徴収する料金の上限の認可の件	〃	5.3.24	原案可決
議案第6号	監査委員の選任について同意を求める件	〃	5.3.24	原案同意
議案第7号	釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例の一部を改正する条例	議員	5.3.24	原案可決
報告第1号	専決処分報告の件（令和4年度釧路公立大学事務組合会計補正予算）	管理者	5.3.24	報告承認
報告第2号	専決処分報告の件（釧路公立大学教員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	〃	5.3.24	報告承認

議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路公立大学事務組合報告第1号	令和4年事務報告書提出の件	管理者	5.3.24	報告完了
釧公大監報告第1号	釧路公立大学事務組合監査報告書	監査委員	5.3.24	報告完了
釧公大監報告第2号	例月現金出納検査報告書	〃	5.3.24	報告完了